

主催：日本弁護士連合会・東京弁護士会・
第一東京弁護士会・第二東京弁護士会
後援：厚生労働省

労働の日 全国一斉労働相談 ホットライン

ロウドウのイロハ
☎0120-610168

労働の日

平成25年

6月10日(月)

16:00-20:00

弁護士が
無料で
対応

なぜ、
正規社員と
こんなに
違うの？

4/1より改正労働契約法
が施行

解雇
されそう
...

パワハラ
がひどい
...

次の
更新は
ない

こんなことはありませんか？

- 実際は求人広告よりも賃金が低かった
- 残業代が出ない
- 上司からいつも怒られる
- セクハラを受けている

- 残業が多すぎて疲れてしまった
- 明日から来なくていいと言われた
- 業績が悪いからやめてほしいと言われた
- 個人請負契約に切り替えてほしいと言われた
- 有期契約で働いているが、突然、今後の更新は3年を限度とするとされた

- 有期社員には交通費なし、ロッカーも使えないっておかしい？
- もう、10年以上有期で働いているのに、突然、次の更新はないと言われた
- 次は更新しないという契約書にサインすれば、今回だけは更新するとされた

などなど